

平成28年度の北海道最低賃金改正等に関する意見書

総務省の「就業構造基本調査」によると、道内の非正規労働者数は年々増加を続け、約96万人と、雇用労働者のうち約43%が非正規労働者という状況にあり、また、若年労働者も、約4割が非正規雇用で、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内で約48万人を越えている。

そのような中、政府や労働界、経済界の代表等で構成される「雇用戦略対話」や昨年の経済財政諮問会議においても、最低賃金は、全国平均1,000円を目指すとの合意がされているほか、労働基準法第2条において「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定められているものの、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件の決定にほとんど関与することができない状況にある。

よって、政府においては、平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
- 2 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）6月3日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合及び公明党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員